

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第34期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社シャルレ （旧会社名 株式会社テン・アローズ）
【英訳名】	CHARLE CO., LTD. （旧英訳名 TEN・ARROWS CO., LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 岡本 雅文
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町七丁目7番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。）
【最寄りの連絡場所】	神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号（本社）
【電話番号】	078(792)8565
【事務連絡者氏名】	経理部長 岩永 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）平成20年6月25日開催の定時株主総会の決議により、平成20年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第3四半期連結 累計期間	第34期 第3四半期連結 会計期間	第33期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	20,946	7,988	46,363
経常利益(百万円)	1,946	517	2,809
四半期純利益又は当期純損失() (百万円)	1,423	304	1,971
純資産額(百万円)	-	19,109	18,331
総資産額(百万円)	-	23,422	23,672
1株当たり純資産額(円)	-	986.22	945.90
1株当たり四半期純利益又は当期純 損失()金額(円)	73.46	15.74	101.74
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	81.6	77.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,652	-	408
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,706	-	131
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	606	-	4,806
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(百万円)	-	10,618	5,869
従業員数(人)	-	383	367

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当社は、平成20年10月1日付で、子会社㈱BCよりレディースインナー等卸売事業を吸収分割により承継し、事業持株会社に移行いたしました。なお、当第3四半期連結会計期間において、当社企業グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）が営む事業の内容については重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	383	(132)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	335	(128)
---------	-----	-------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

2 従業員数（臨時従業員数）が当第3四半期会計期間において317（125）人増加しておりますが、その主な理由は、平成20年10月1日付で吸収分割を行い、子会社㈱BCの事業を当社が承継したことに伴うものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社企業グループは、主として衣料品および化粧品等の卸売を業としているため、生産および受注の状況は該当ありません。

(1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントおよび品目別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	構成比（％）
レディースインナー等卸売事業		
ファンデーション	1,444	18.1
レッグニット	1,217	15.2
肌着・ショーツ	1,940	24.3
ランジェリー	35	0.4
ナイティ・水着・アウター等	1,230	15.4
スポーツ	72	0.9
チャイルド	36	0.5
タオル	109	1.4
ギフト	181	2.3
化粧品	1,104	13.8
その他	573	7.2
小計	7,945	99.5
その他の事業	42	0.5
合計	7,988	100.0

(注) 1 セグメント間取引につきましては、相殺消去しております。

2 販売実績が総販売実績の100分の10以上となる相手先はないため、相手先別販売実績につきましては記載を省略しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントおよび品目別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	構成比(%)
レディースインナー等卸売事業		
ファンデーション	684	19.9
レッグニット	403	11.7
肌着・ショーツ	997	29.0
ランジェリー	1	0.0
ナイティ・水着・アウター等	418	12.2
スポーツ	11	0.3
チャイルド	20	0.6
タオル	37	1.1
ギフト	114	3.3
化粧品	253	7.4
その他	454	13.2
小計	3,398	98.7
その他の事業	43	1.3
合計	3,442	100.0

- (注) 1 セグメント間取引につきましては、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社企業グループ(当社、連結子会社および持分法適用会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライム問題に端を発した世界的な金融不安や株価の大幅な下落、更には円高の影響による輸出の減少などにより、とくに基幹産業である製造業を中心にした大幅な減産、設備投資の抑制、雇用の縮小が行われるなど、景気の減速感が顕著になり、今後の経済情勢は極めて深刻な状況にあります。

このような環境のもと、当社企業グループは、レディースインナー等卸売事業を柱とし、業績の回復を最優先事項と位置付け、その事業運営を積極的に進めてまいりました。

当第3四半期連結会計期間における当社企業グループの売上高は79億88百万円、営業利益は5億39百万円、経常利益は5億17百万円、四半期純利益は3億4百万円となりました。

レディースインナー等卸売事業におきましては、10月～12月の3ヶ月間に、ビジネスメンバー(代理店、特約店)を対象に、「組織の活性化」と「販売力の強化」を目的としたインセンティブ施策を実施し、ビジネスメンバーの活動促進を行いました。また、商品面では長袖ニットや吸湿発熱素材のエクサーモを使用したインナー・ショーツなどの新商品を発売し、売上高に貢献いたしました。しかしながら、「花シャルレ」シリーズの拡販を目的に投入しました新カラースポットは、当初の計画を下回る結果となりました。

一方、化粧品におきましては、インセンティブ施策と同期間に、化粧品の拡販を目的とした「エタリテ5周年記念」プレゼントキャンペーンを行うことにより、引き続き好調に推移しました。

このように当第3四半期連結会計期間では、積極的な事業活動の展開を行いました。かねてからの定番商品不振に加え、急激な景気悪化などが影響し、レディースインナー等卸売事業の売上高は79億45百万円、営業利益は9億69百万円となりました。

資産、負債および純資産の状況

総資産は、有価証券の増加20億48百万円、商品の減少6億23百万円、投資有価証券の減少8億63百万円等により、前連結会計年度末に比べ2億49百万円減少して234億22百万円となりました。

負債は、未払金の減少3億46百万円、未払法人税等の減少3億56百万円、賞与引当金の減少2億29百万円等により、前連結会計年度末に比べ10億27百万円減少して43億12百万円となりました。純資産は、四半期純利益14億23百万円、利益配当金5億81百万円等により、前連結会計年度末に比べ7億77百万円増加して191億9百万円となりました。以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の77.4%から81.6%に増加しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ9億81百万円増加し、106億18百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、8億64百万円となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益5億40百万円、たな卸資産の減少額10億91百万円、法人税等の支払額4億70百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によって得られたキャッシュ・フローは、1億23百万円となりました。主な要因は、有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入1億98百万円、無形固定資産の取得による支出67百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によって使用されたキャッシュ・フローは、4百万円となりました。主な要因は、配当金の支払2百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(1) コーポレート・ガバナンスの強化と再構築について

当社は、平成20年9月19日付プレスリリースで当社株式に対する公開買付に関する賛同意見表明のお知らせを開示いたしました。その一連の対応の中で、創業家一族である元代表執行役社長の不適切な行動に対し、従来から対応しておりましたコーポレート・ガバナンスおよび適時適切な情報開示について、その機能を失い、結果的に株主、投資家および市場関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけし、株式市場の信頼を損ねてしまう結果となりました。

その反省を踏まえ、今後、二度とこのような事態が発生しないよう、従来の当社のコーポレート・ガバナンスについて、再構築を行い改善策を講じました。

また、当社の一連の対応に対し、大阪証券取引所より、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条第1項の規定に基づき改善報告書の提出を求められました。当社は平成20年12月19日付で大阪証券取引所に対しまして改善報告書を提出し受理されており、次に記載しております再構築に伴う改善策につきましては改善報告書を踏襲する内容となっております。

今後も継続して、改善措置のさらなる見直しを不断に行い、上場会社としてふさわしい経営を実現し、信頼回復に全力を尽くしてまいります所存です。

(2)当社のコーポレート・ガバナンスの再構築に伴う改善策について

経営執行体制の強化について

今回の不適切な対応においての原因を徹底追求し、オーナー経営であったが故の弊害が顕在化したと考え、資本と経営の分離を実現するため抜本的な経営体制の刷新を実施し、創業家一族は経営の第一線から退きました。

これは、大株主である創業家一族が経営に参画することにより、経営上の重要な意思決定における善管注意義務、忠実義務を怠る可能性を排除するとともに、経営の透明度をより向上させることを目的としております。

また、取締役の適切な経営判断と、取締役会が有効に機能することを目的に、取締役会における議長を社外取締役が務めることに改善いたしました。

なお、現代表執行役社長、並びに、代表執行役副社長の選任におきましては、創業家一族の関与はなく適切な業務執行が行えるものとして選任いたしました。

ガバナンス監視委員会の設置

創業家一族が取締役を辞任により退任したものの、依然として当社の大株主である状況下から、オーナー経営の弊害を担保すること、取締役会および執行役の業務執行の状況を監視すること、また、当社が創業家一族の意向に左右されることなく、少数株主の利益にも配慮した経営執行を実施し、適正なコーポレート・ガバナンスが構築、監視、運営、助言ができること等を目的にガバナンス監視委員会を設置いたしました。

なお、ガバナンス監視委員会の主要な役割は以下の通りです。

() 今回の不適切な対応に伴う各改善策に関し、その実施状況の監視を行い、また、当社が取締役会や執行役の職務執行において、創業家一族の影響を受け、また創業家一族の意向に沿うため、他の一般株主の利益を害するような不当な経営が行われないかどうかを監視すること

() 当社が選定する取締役候補者、執行役候補者が、創業家一族の意向にとらわれることのない経営上の判断を出来るに十分なる独立性を有した者であるかどうかチェックすること（なお、現任の代表執行役である岡本雅文および橋本欣也についても、かかるチェックの対象に含まれます。）

() 当社の現状等をふまえ、当社にとって最適な機関設計について提言すること

ガバナンス監視委員会の設置は平成21年1月9日開催の取締役会の承認を経て設置され、人選につきましては、コーポレート・ガバナンスに造詣の深い、外部の独立した有識者（弁護士等）から選任しております。

経営トップ層のコンプライアンス、コーポレート・ガバナンス意識の啓蒙

取締役・執行役を対象として、定期的に外部の専門家を招聘し、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの教育を実施し、経営トップの意識改革を図ってまいります。

また、定期的に外部で行われるコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに関するセミナー等にも参加させます。これにより、どのような場合でも相互牽制・監視を行っていく姿勢を養い、経営に緊張感をもたらすことができるものと考えます。

なお、上記のコンプライアンス教育等への参加状況につき、内部監査部がチェックを行うものとし、

組織体制上の問題（コーポレート・ガバナンスの問題）の改善

取締役会の機能の改善を図る目的として、内部監査部との連携を深め、また、他部署からも積極的に業務の報告を求め情報の収集を図るとともに、執行役からの業務執行状況の報告の頻度を四半期に一度から定時取締役会の開催ごととする取扱いに変更いたしました。

適時開示体制の強化

株主、投資家、市場関係者への必要な情報の適時開示という観点から情報の開示が不十分、かつ不適切であったことを鑑み、当社において通常の適時開示を行うためのルールを明文化した文書がないことが問題であったと認識し、適時開示全般に関する詳細な業務手続ルールを制定し、大要を次のとおり、当社の適時開示体制を再構築いたします。

() 会社情報の集約部署を経営企画部のみならず、法務部も加え、ダブルチェックを行える体制とします。

() 法務部および経営企画部のいずれも、監査委員会や内部監査部やその他の部署との連携を深め、また、内部通報を取り扱うコンプライアンス事務局（法務部）のみならず経営企画部も内部通報による情報にも目を配ることとし、経営企画部がコンプライアンス事務局（法務部）および内部通報の窓口となっている法律事務所に必要に応じて内部通報の有無や内容等の報告等を求めることができる権限を与え、経営企画部が常に重要な情報を漏らすことなく把握できるようにいたします（当社の内部通報制度は社内の窓口のほかに、大江橋法律事務所の担当弁護士が社外の窓口となっております。）。

() 情報取扱責任者としてのIR担当執行役は、情報開示に当たり、その判断に迷う場合は、経営企画部のみならず法務部と相談し、その内容に応じてIR担当執行役が適宜決定する参加者から構成される適時開示情報検討委員会を開催し、開示内容の適正性について検討することとし、その旨を定めたルールを制定いたします。

- ()適時開示に当たり、経営企画部長および法務部長、IR担当執行役が判断に迷う場合は、IR担当執行役が大阪証券取引所への事前相談を実施いたします。

適時開示に関する教育の実施

適時開示が株主にとって当社の状況を迅速に把握するために重要なツールであり、これを怠ることにより株主が被る不利益が甚大であるという認識が不十分であったことから、当社経営陣（取締役・執行役）がまずもって、この適時開示の重要性および不適正な開示の再発防止を徹底する必要性に関する認識を新たにし、経営陣自らが率先して、上場会社として市場に対して重大な責任を負っている旨の認識を社内に徹底させるべく次の改善措置を実施いたします。

特に下記（ ）の研修の実施により、経営陣が具体的にどのような項目・内容を適時開示すべきなのかについて理解を深めることで、当社に発生する事象のうちで、どの部分が株主にとって重要かつ開示すべき事項なのかという点を誤らないようにし、また、株主・投資家のための適切な適時開示の実現の観点から、上記の各改善措置が十分に実施されているかどうか、改善措置をどのように実施運用していくべきかということを検証・検討するための基礎体力を向上させることができるものと考えております。その上で（ ）の措置を実施し、経営陣のみならず、広く従業員への適時開示に関する重要性を周知徹底してまいります。

なお、次の改善措置の実施状況につき、内部監査部がチェックを行うものいたします。

- ()役員、IR担当社員、内部監査部社員、各部門長に対する東京証券取引所の会社情報適時開示ガイドブックや大阪証券取引所の会社情報適時開示の手引き等に基づいた社内勉強会を実施いたします。また、弁護士等外部の専門家を招いて、適時開示に関する教育を実施し、社内の意識改革を図ってまいります。また、外部で行われる適時開示に関するセミナー等にも参加することいたします。

- ()当社代表執行役社長自らが、会社としての適時開示に対する姿勢・方針を明文化した適時開示方針を策定し、取締役会で説明するとともに、社内報、イントラネット等の社内広報ツールへ掲載し、従業員に対する広範な周知徹底を図ることいたします。

内部通報制度の整備・強化

現在の内部通報制度をさらに整備・強化し、次のとおり今以上に社員が利用しやすい制度といたします。

- ()現在内部通報を担当するコンプライアンス担当執行役は代表執行役社長が務めておりますが、今後は、代表執行役がコンプライアンス担当執行役にはならない取扱いといたします。なお、新たにコンプライアンス担当執行役が選任されるまでの間、コンプライアンス担当執行役の権限は、内部監査部長がこれを執り行うことといたします。
- ()当社の内部通報制度においては、内部通報の窓口（コンプライアンス事務局・法律事務所）に通報者を特定できる情報について守秘義務を課しており、また、内部通報を行った者につき不利益な取扱いをすることを禁止しております。そして、通報者から、そのような不利益な取扱いを受けている旨の申告があった場合は、コンプライアンス事務局が事実調査を行い、そのような事実が確認された場合、コンプライアンス担当執行役が不利益な取扱いを行った者に対する処分等を決定することとしております。今後は、内部通報制度をさらに利用しやすくするために、上記のコンプライアンス事務局による事実調査について社外との窓口となっている法律事務所の弁護士とともに行い、適正な調査結果が得られるようにし、また、調査結果および不利益な取扱いを行った者に対する処分内容については、取締役会に報告することといたします。なお、上記（ ）のとおり、新たなコンプライアンス担当執行役が選任されるまでの間、内部監査部長が権限を行使することに鑑み、上記の処分等の決定については、内部監査部長が処分等の内容を起案し、取締役会で承認を得る取扱いといたします。
- ()内部通報制度および特に通報者の保護に関する規定について、社内報、イントラネット等の社内広報ツールへ掲載して周知徹底することといたします。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,034,950	21,034,950	大阪証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式 単元株式数100株
計	21,034,950	21,034,950	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	21,034	-	3,600	-	4,897

(5) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(有)サザンイーグル	兵庫県西宮市鷲林寺南町6番6号	3,802	18.08
(株)シャルレ	神戸市中央区港島中町七丁目7番1号	1,658	7.88
(有)オットー	兵庫県西宮市鷲林寺南町6番6号	1,581	7.52
林 雅晴	兵庫県西宮市	1,508	7.17
林 宏子	兵庫県西宮市	1,037	4.93
林 勝哉	兵庫県芦屋市	957	4.55
瀬崎 五葉	東京都渋谷区	954	4.54
林 達哉	兵庫県西宮市	954	4.54
野村證券(株)	東京都中央区日本橋1丁目9-1号	938	4.46
林 達三	神戸市垂水区	504	2.40
計	-	13,898	66.07

(注) (株)シャルレ(自己株式)は、会社法第308条第2項の規定により、議決権を有しておりません。なお、当該自己株式のうち、1,105千株は今後の事業展開に備えて機動的な財務運営を行うことを目的に保有しているものであり、また、552千株はストックオプション制度の終了に伴う株式譲渡請求権の失効および単元未満株式の買取りにより保有しているものであります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,658,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,367,100	193,671	同上
単元未満株式	普通株式 9,650	-	同上
発行済株式総数	21,034,950	-	-
総株主の議決権	-	193,671	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義失念株式100株(議決権の数1個)が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株シャルレ	神戸市中央区港島中町 七丁目7番1号	1,658,200	-	1,658,200	7.88
計	-	1,658,200	-	1,658,200	7.88

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	平成20年 5月	平成20年 6月	平成20年 7月	平成20年 8月	平成20年 9月	平成20年 10月	平成20年 11月	平成20年 12月
最高(円)	579	567	652	560	580	797	795	796	564
最低(円)	495	510	525	491	498	491	768	481	319

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	林 勝哉	平成20年12月31日
取締役	-	林 宏子	平成20年12月31日

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	-	取締役兼 執行役	代表執行役 社長	林 勝哉	平成20年12月2日
執行役	代表執行役 社長	執行役	-	岡本 雅文	平成20年12月2日
執行役	代表執行役 副社長	執行役	-	橋本 欣也	平成20年12月2日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,501	5,600
売掛金	88	42
有価証券	5,116	3,068
商品	3,657	4,281
繰延税金資産	1,353	1,583
その他	356	441
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	16,072	15,016
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,380	1,523
土地	907	1,009
その他(純額)	74	83
有形固定資産合計	2,363	2,616
無形固定資産		
投資その他の資産	380	438
投資有価証券	2,797	3,661
前払年金費用	1,217	1,172
その他	632	824
貸倒引当金	41	57
投資その他の資産合計	4,606	5,601
固定資産合計	7,349	8,655
資産合計	23,422	23,672
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,176	1,189
未払金	1,240	1,587
未払法人税等	47	404
事業整理損失引当金	-	47
賞与引当金	124	354
その他	355	459
流動負債合計	2,944	4,042
固定負債		
長期借入金	25	25
退職給付引当金	1,145	1,072
売上割戻引当金	197	199
固定負債合計	1,367	1,297
負債合計	4,312	5,340

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,600	3,600
資本剰余金	4,897	4,897
利益剰余金	12,225	11,383
自己株式	1,200	1,198
株主資本合計	19,522	18,682
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	469	409
為替換算調整勘定	56	58
評価・換算差額等合計	412	350
純資産合計	19,109	18,331
負債純資産合計	23,422	23,672

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	20,946
売上原価	11,076
売上総利益	9,869
販売費及び一般管理費	7,947
営業利益	1,922
営業外収益	
受取利息	93
受取配当金	1
その他	19
営業外収益合計	114
営業外費用	
有価証券売却損	65
その他	24
営業外費用合計	89
経常利益	1,946
特別利益	
固定資産売却益	221
貸倒引当金戻入額	6
事業整理損失引当金戻入額	14
債務勘定整理益	11
特別利益合計	253
特別損失	
固定資産除却損	7
特別損失合計	7
税金等調整前四半期純利益	2,193
法人税、住民税及び事業税	475
法人税等調整額	294
法人税等合計	769
四半期純利益	1,423

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	7,988
売上原価	4,464
売上総利益	3,524
販売費及び一般管理費	2,985
営業利益	539
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	0
その他	8
営業外収益合計	29
営業外費用	
有価証券売却損	47
その他	4
営業外費用合計	51
経常利益	517
特別利益	
固定資産売却益	23
貸倒引当金戻入額	0
特別利益合計	23
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	540
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	223
法人税等合計	235
四半期純利益	304

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,193
減価償却費及びその他の償却費	316
受取利息及び受取配当金	95
有価証券売却損益(は益)	65
固定資産除却損	7
固定資産売却損益(は益)	221
売上債権の増減額(は増加)	45
たな卸資産の増減額(は増加)	619
前払年金費用の増減額(は増加)	44
仕入債務の増減額(は減少)	12
未払金の増減額(は減少)	106
前受金の増減額(は減少)	136
預り金の増減額(は減少)	31
未払消費税等の増減額(は減少)	25
退職給付引当金の増減額(は減少)	72
その他	115
小計	2,552
利息及び配当金の受取額	96
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	780
事業再編による支出	58
たな卸資産自主回収による支出	158
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,652
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額(は増加)	2,600
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	931
有形固定資産の売却による収入	372
有形固定資産の取得による支出	42
無形固定資産の取得による支出	121
関係会社出資金の払込による支出	20
その他	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	603
その他	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	606
現金及び現金同等物に係る換算差額	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,749
現金及び現金同等物の期首残高	5,869
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,618

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 重要な資産の評価基準の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の定率法に基づく減価償却費については、当第3四半期連結累計期間を含む事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
2. 法人税等ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の算定方法	法人税等ならびに繰延税金資産および繰延税金負債の算定にあたり、加味する加減算項目や税額控除項目を、重要なものに限定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,715百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	3,789百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 主な販売費及び一般管理費の内訳	当第3四半期連結累計期間の主要な費目および金額は、次のとおりであります。
給与及び手当	1,665百万円
販売促進費	1,543
賞与引当金繰入額	124
退職給付引当金繰入額	96

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 主な販売費及び一般管理費の内訳	当第3四半期連結会計期間の主要な費目および金額は、次のとおりであります。
給与及び手当	557百万円
販売促進費	583
賞与引当金繰入額	124
退職給付引当金繰入額	31

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	5,501百万円
有価証券勘定	5,116
現金及び現金同等物	10,618

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,034千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,658千株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	581	30	平成20年3月31日	平成20年6月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)において、レディースインナー等卸売事業の売上高および営業利益は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計に占める割合がいずれも90%超であるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)において、本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	986.22円	1株当たり純資産額	945.90円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	73.46円	1株当たり四半期純利益金額	15.74円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(百万円)	1,423	304
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,423	304
期中平均株式数(千株)	19,379	19,377

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

株式会社シャルレ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梶 浦 和 人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾 仲 伸 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャルレの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シャルレ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。